

2018年8月

一般社団法人高崎労働基準協会

会長 堀口 廣政 殿

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」
の周知について（要請）

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」については、
本年4月6日、第196回国会に法律案が提出され、同年6月29日に可決成
立し、去る7月6日に公布されています。

これにより、

- ・2019年4月1日から、残業時間の上限規制（中小企業へは2020年4月1
日からの適用）、年5日間の年次有給休暇の取得に係る企業への義務付け
等が盛り込まれた改正後の労働基準法、労働安全衛生法及び労働時間等設
定改善法
- ・2020年4月1日から、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を目的と
する改正後のパートタイム労働法、労働契約法及び労働者派遣法
が順次施行されることとなっています。

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実
現を目指し、各企業においても、法改正の趣旨にご理解を賜り、今後の取組
を推進していただくこととなります。

もとより働き方改革を実現するためには、「働き方改革の趣旨」へのご理
解が極めて重要であります。

つきましては、これらの趣旨を踏まえ、当局のホームページへのリンク等
により貴団体の会員企業の皆様に対し、改正法の内容の周知について特段の
ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

群馬労働局長 半田 和彦

